

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 総務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当課
NPO等の活動の活性化を推進するために地方公共団体が行う助成等に係る地方交付税措置	<p>(事業目的) NPO等の活動の活性化を図る。</p> <p>(事業内容) シンポジウムの開催、優良団体の表彰等の啓発活動、人材育成、NPO等に対する活動助成、NPO等の連携活動等の支援や特定非営利法人認証事務経費等について地方交付税措置を講じている。</p>	地方公共団体	
少子・高齢化対策事業	<p>(事業目的) 高齢者、障害者、児童などすべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会の実現を図る。</p> <p>(事業内容) NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設整備に対して地方財政措置を講じている。</p> <p>(事業内容)</p>	地方公共団体	自治行政局 地域振興課

(省庁名 総務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当課
わがまちづくり支援事業	<p>(事業目的) 住民と行政が役割分担して行う地域づくりを発展・充実させる。</p> <p>(事業内容) 住民が中心となって考え、主体となって行う「わがまちづくり」を支援するものであり、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組に対する市町村の支援に要する経費について、地方交付税措置を講じている。</p>	市町村	
健全育成対策推進事業	<p>(事業目的) 青少年への多様な体験機会の提供や青少年を取り巻く環境の整備、家庭教育への支援など幅広い取組を支援することにより青少年の健全育成を図る。</p> <p>(事業内容) ・社会体験（職業体験）等を通して社会性、責任性、優しい心等を育てる事業 ・自然体験、山村留学等を通して冒険心や好奇心、心の豊かさ等を育む事業</p>	市町村	自治行政局 自治政策課

(省庁名 総務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当課
「地域国際化協会」が行う事業に対する県等の助成金に係る地方交付税措置	<p>(事業目的) 地域の国際化の推進を図る。</p> <p>(事業内容) 地域レベルの国際化の推進における民間組織の果たす役割の重要性にかんがみ、平成元年度より都道府県・政令指定都市の中核的な民間国際交流組織を「地域国際化協会」と認定し、所要の財源措置を講じる等、その育成・支援を図っている。 「地域国際化協会」は、地域の行政主体である地方公共団体と協力しつつ地域の国際化の推進のために地域住民に対する啓発事業等を実施しているが、地域の中核的な民間国際交流組織という性格上、他の民間国際交流組織の育成・支援を行っており、NGO団体、ボランティア団体への支援・育成も行っている。</p>	都道府県、 政令指定都市	自治行政局 国際室
自治体国際協力プラザの開設	<p>(事業目的) 市町村における国際協力の取り組みを促進するとともに、国際協力に関するノウハウの提供、NGOとの連携の促進を行い、地域の特性を活かした国際協力を推進する。</p> <p>(事業内容) 国際協力に関する様々な情報の集積等を行うとともに、国際協力アドバイザーの派遣を行う。地方公共団体とNGOの情報交換の場の設定や、地方公共団体とNGOが連携した国際協力事業の実施方策等についての検討を行う。</p>	(財)自治体 国際化協会	

(省庁名 総務省)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当課
地域福祉基金	<p>(事業目的) 地域の特性に応じた高齢者保健福祉施策等を推進するため、民間活動に適切なインセンティブを付与すること等。</p> <p>(事業内容) 地方公共団体が地域福祉基金を設置する経費について、平成3年度から平成5年度まで地方交付税措置を講じた。 なお、地方公共団体は、この地域福祉基金の運用益を活用してボランティア活動の活発化等各種の民間福祉活動等の支援を行っている。</p>	地方公共団体	自治財政局 財務調査課
コミュニティ施策	<p>(事業目的) 地域的な連帯感に支えられた人間らしい近隣生活を営むことができるような基礎的な地域社会の形成を図る。</p> <p>(事業内容) 都道府県及び市町村におけるコミュニティ活動に関する情報提供に要する経費等について普通交付税の基準財源需要額に算入している。</p>	地方公共団体	自治行政局 行政課

(省庁名 総務省消防庁)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
①消防団体験活動	<p>消防団での体験活動を通じ、地域住民の消防団に対する理解を促進するとともに、青少年の健全育成に資するため、地域コミュニティに根ざした消防団における体験活動に要する経費について、以下の財政措置によりその支援を行うものである。</p> <p>①地域住民への理解とPRを行うことを目的とする消防団活動について、地域活動交流費の一部として地方交付税措置を講じている。</p> <p>②消防団総合整備事業（国庫負担）</p> <p>平成16年度より消防団活性化総合整備事業と消防団拠点施設等整備事業を統合。青年層・女性層の入団促進や地域との交流促進に要する経費も負担対象とする予定。</p> <p>③ふるさと消防団活性化助成事業（自治総合センター）</p> <p>地域住民の消防団に対する理解と認識を深め、地域住民の消防活動に対する積極的協力を得るために必要な施設及び設備に対し助成を行う。</p>	地方公共団体	消防庁消防課
②防災基盤整備事業	自主防災組織などが災害時に活動する拠点の整備を図り、「災害に強い安全なまちづくり」を目指すため、防災拠点施設や避難地などの整備、防災システムのIT化、消防広域化対策に係る事業等を対象としており、地方債及び地方交付税を活用した財政措置を講じている。	地方公共団体	

(省庁名 総務省消防庁)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
③自主防災組織活動の推進	自主防災組織の設立促進及び活動活性化を図るため、『自主防災組織の手引』を作成し、全ての自主防災組織に配布する。また、自主防災組織の活動推進のためのモデル事業や、学校教育と連携を図った自主防災組織活性化事業等を行うことにより、自主防災組織の結成を促進するとともに、活動の活性化と効果的な普及を図る。	国	消防庁防災課
④防災知識啓発委託	① 5分間の防災知識啓発番組をテレビ放映する（平成16年度は2回）。災害ボランティア等を取り扱う。 ② 特別番組をテレビ放映する。	国	
⑤災害ボランティアの推進	災害現場におけるボランティアの活動、ボランティアセンターの運営等の情報を都道府県を通じて収集のうえ、その結果をとりまとめ、消防庁ホームページに掲載し紹介する。	国	
⑥自主防災組織の活性化（資機材等の整備）	自主防災組織等による自主的な防災活動を活性化し、地域における防災力の向上を図るために、防災資機材等の整備を図る。 (負担率) 1/2	市町村	
自主防災組織・災害ボランティア活動経費についての地方交付税措置	自主防災組織や災害ボランティアなど地域住民による防災活動の活性化を図るため、地方公共団体における研修、訓練、シンポジウム等の実施、災害ボランティア連絡協議会の開催、自主防災組織連絡協議会の設置運営、資機材の整備等のための経費について、普通交付税の基準財政需要額に算入する。	地方公共団体	

(省庁名 総務省消防庁)

施 策 名	事 業 概 要	実施主体等	担当局課
⑧防災まちづくり大賞	地域コミュニティや地方公共団体における防災に関する優れた取組、工夫、アイディアのうち、特に優れたものを総務大臣賞等により表彰し、防災上の効果を解説した事例集、パンフレット等により全国に幅広く紹介する。	国	消防庁防災課